

小山市長 令和6年1月 定例記者会見

日時：令和6年1月25日（木）

14：00～

会場：3階 大会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 市長発表内容

- (1) 小山市ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進プラットフォーム設立及び
会員募集について
- (2) 令和6年4月1日付けで実施する行政組織機構の改編について

4 副市長発表内容

- (1) 令和6年能登半島地震に伴う保健師の応援派遣について

5 部長発表内容

- (1) 田園環境都市おやまビジョン市民アンケートについて
- (2) 小山市住宅脱炭素化設備等導入費補助金について
- (3) （仮設）ドッグランの開設について
- (4) 令和6年第1回市議会臨時会・第2回市議会定例会提出予定議案について
- (5) 令和6年度からの小山市職員採用試験について
- (6) 自転車乗車用ヘルメット購入費助成について
- (7) 粗大ごみの処理に伴うオンライン決済の開始について
- (8) 小山市中小企業等省エネルギー設備導入支援補助金について
- (9) 学校給食費保護者支援事業について
- (10) 令和5年火災・救急等出動状況について

6 質疑応答

7 閉会

記者会見資料

総合政策部 ゼロカーボン推進課

(担当 大塚 22-9567)

1 件 名

小山市ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進プラットフォーム設立および
会員募集について

2 趣 旨

2050年「ゼロカーボンシティ」ならびに「ネイチャーポジティブ」の実現を目指すためには、エネルギーの地産地消の推進や地域特性を踏まえた地域脱炭素に向けた取り組みを、企業や団体、行政など多様な主体と共に考え、創り上げていくとともに、生物多様性の恵みを意識した暮らしを推奨し、それを生かした産業を振興するなど、生物多様性の視点を導入した経済・社会のしくみづくりが必要となってきます。

このため、小山市では、企業や団体、行政などが連携・協働し、推進する地域基盤として「小山市ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進プラットフォーム」を設立するとともに、併せて設立趣旨に賛同する企業および団体等を募集するものです。

3 内 容

(1) プラットフォームの主な取り組み

- ① ゼロカーボン・ネイチャーポジティブの推進に関する情報交換・連携
- ② 地域事業者主体による再エネなどの地域資源活用のしくみづくり
- ③ 生物多様性の保全活動を広め、行動変容につなげる取り組み

(2) 今後の予定

- ① 2月1日(木) 会員を募集開始(募集要領を市ホームページに掲載)
 - ・【会員の条件】：設立趣旨に賛同する企業および団体等(例：金融機関、商工会議所・中小企業、電気・ガス・石油事業者、交通関係事業者、農林漁業者・農業法人、大学など)
 - ・【会費】：無料
 - ・【申込方法】：WEB(申込フォーム)または入会申請書に必要事項を記載のうえFAXで申込み
- ② 3月15日(金) キックオフミーティング開催

4 問合せ先

ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係
電話 0285-22-9277

記者会見資料

総務部 職員課

(担当 田中 22-9361)

1 件 名

令和6年4月1日付けで実施する行政組織機構の改編について

2 趣 旨

小山市が目指す「田園環境都市おやま」の未来像の実現に向け、市域全体で総合的に持続可能なまちづくりを推進するとともに、昨今の国内外の社会情勢を踏まえた行政課題や市民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、政策立案および総合調整機能や、国の「こども未来戦略」を踏まえたこども・子育て政策の全庁的な取り組みの強化、「小山市ゼロカーボンシティ&ネイチャーポジティブ宣言」の具体化等を図るため、より効果的な事務分掌に再編成し、組織の役割の明確化・活性化による本市政策・施策の着実な推進を図ろうとするものです。

3 組織改編の内容

別紙「令和6年4月1日における組織改編対比表」参照

【主な組織改編のポイント】

(1) 総合政策部の政策推進機能の強化

- ① 総合政策課：「公共交通担当」を新設し、市有公共施設の再配置を踏まえた公共交通を含む市域全体の持続可能なまちづくりを推進します。
- ② まちの魅力推進課（新設）：シティプロモーション室の所管業務とおやまブランドに係る業務を統合し、市民との対話を重視した広報広聴業務の強化と戦略的な市の魅力発信の取り組みを一体的に推進します。
- ③ ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課（新設）：ゼロカーボン推進課と自然共生課を統合することにより、「小山市ゼロカーボンシティ&ネイチャーポジティブ宣言」を具体化し、2050年の脱炭素社会と自然との共生社会の実現に向けた取り組みを一体的に推進します。

(2) 未来に向けたこども関連施策の充実

- ① こども政策課（新設）：国の政策を踏まえた少子化・こども関連施策の取組を強化するため、全庁的なこども・子育て政策に係る計画策定や新規事業の企画立案を行うとともに、学齢期の児童の放課後の居場所拡充施策を推進します。
- ② 子育て家庭支援課：国の方針を踏まえ、妊産婦から切れ目ない子育て支援を実現するための拠点として、「こども家庭センター」を新設し、一体的な相談支援を行います。

(3) 地域農業の持続的発展

農政課：「担い手・農地総合対策室」を新設し、農業の喫緊の課題である担い手の高齢化、後継者不足の解消と農業振興施策を一体的に推進します。

(4) 教育環境の整備

教育総務課：「乙女・網戸小学校統合準備室」を新設し、令和7年4月の乙女小学校と網戸小学校の統合に向けた準備を推進します。

(5) 地域防災対策の連携強化

地域消防課（新設）：地域の防災力向上のため、消防団と自主防災組織の連携を図り業務を一体的に推進します。

4 組織数の状況（下段は消防本部を除いた数）

	部	課	課内室等	係	計
令和5年4月1日	13 (12)	76 (72)	15 (9)	210 (182)	314 (275)
令和6年4月1日	13 (12)	79 (74)	15 (9)	214 (185)	321 (280)

課内室等とは、課内室、文書館、職員研修所、消防各分署等です。

令和6年4月1日における組織改編対比表

(凡例 ◎:部、○:課、●:課内室等、□:係(保育所含))

令和5年度	令和6年度
◎ 総合政策部 ○ 総合政策課 □ 企画調整係 計画・企画調整担当 連携・協働調整担当 ● シティプロモーション室 □ シティプロモーション係	◎ 総合政策部 ○ 総合政策課 □ 企画調整係 計画・企画調整担当 連携・協働調整担当 公共交通担当
※ 市有公共施設の再配置を踏まえた公共交通を含む市域全体の持続可能なまちづくりを推進するため、「公共交通担当」を新設する。併せて、「シティプロモーション室」の所管業務を、新設する「まちの魅力推進課」に移管する。	
_____ _____ _____	○ まちの魅力推進課 □ 情報発信係 □ 市民対話推進係 □ ふるさと応援係
※ 「シティプロモーション室」の所管業務とおやまブランドに係る業務を統合し、広報広聴と魅力発信の取組を一体的に推進するため、「まちの魅力推進課」を新設する。併せて、広報業務を行う「情報発信係」と、市民フォーラムなど市民の意見収集や広聴業務を行う「市民対話推進係」、ふるさと納税とおやまブランドの業務を行う「ふるさと応援係」を新設する。	
_____ _____ _____ _____	○ ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課 □ ゼロカーボン推進係 □ 渡良瀬遊水地係 □ 生物多様性係 □ 森林政策係
※ 「小山市ゼロカーボンシティ&ネイチャーポジティブ宣言」を具体化し、2050年の脱炭素社会と自然との共生社会の実現に向けた取組を一体的に推進するため、「ゼロカーボン推進課」と「自然共生課」を統合し、「ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課」を新設して各係を移管する。併せて、平地林の調査研究・活用を行う「森林政策係」を新設する。	
○ ゼロカーボン推進課 □ ゼロカーボン推進係	_____ _____
※ 「ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課」に統合する。	
○ 自然共生課 □ 渡良瀬遊水地係 □ 生物多様性係	_____ _____ _____
※ 「ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課」に統合する。	
◎ 理財部 ○ 公共施設整備課 □ 施設整備係 ● 本庁舎整備室 □ 本庁舎整備係	◎ 理財部 ○ 公共施設整備課 □ 施設整備係
※ 令和5年度末で新庁舎の整備が完了することに伴い、「本庁舎整備室」を廃止する。	

令和5年度	令和6年度
◎ 市民生活部 ○ 市民生活安心課 ☐ 市民協働係 ☐ 大谷地区中心施設整備係 ☐ 市民安全相談係 ☐ 交通対策係 ■ 消費生活センター	◎ 市民生活部 ○ 市民生活安心課 ☐ 市民協働係 ☐ ☐ 市民安全相談係 ☐ 交通対策係 ■ 消費生活センター
※ 令和6年5月に大谷市民交流センター「あいとぴあ」が開館することに伴い、「大谷地区中心施設整備係」を廃止する。	
○ 市民課 ☐ 庶務係 ☐ 窓口係 ☐ 戸籍係	○ 市民課 ☐ 住民第一係 ☐ 住民第二係 ☐ 戸籍係
※ 「庶務係」と「窓口係」の事務分担を見直し、業務の連携・協力体制を強化して一体的に窓口サービスの向上を図るため、名称を「住民第一係」「住民第二係」に変更する。	
◎ 保健福祉部 ○ 福祉課 ☐ 福祉管理係 ☐ 障がい福祉係 ☐ 障がい支援係 ☐ 保護第一係 ☐ 保護第二係 ☐ 保護第三係 ● ひきこもり相談支援室 ☐ ひきこもり相談支援係	◎ 保健福祉部 ○ 福祉総務課 ☐ 福祉管理係 ☐ 障がい福祉係 ☐ 障がい支援係 _____ _____ ● ひきこもり相談支援室 ☐ ひきこもり相談支援係
※ 名称を「福祉総務課」に変更し、「保護第一係」「保護第二係」「保護第三係」の所管業務を、新設する「生活福祉課」に移管する。	
_____ _____ _____ _____	○ 生活福祉課 ☐ 保護第一係 ☐ 保護第二係 ☐ 自立支援係
※ 生活保護の件数増加や課題の多様化・複雑化等を踏まえ、課の役割を明確にして効率的かつ適正に業務を執行するため、「福祉課」から生活保護と自立支援業務を移管し、「生活福祉課」を新設する。併せて、生活困窮者自立支援事業の強化を図るため、「保護第三係」の名称を「自立支援係」に変更する。	
_____ _____ _____ _____	○ こども政策課 ☐ こども未来係 ☐ こども給付係 ☐ 放課後こども係
※ 国の政策を踏まえた少子化・こども関連施策の取組を強化するため、「こども政策課」を新設し、全庁的なこども・子育て政策に係る計画策定や新規事業の企画立案を行う「こども未来係」と、学齢期の児童の放課後の居場所拡充施策を推進する「放課後こども係」を新設する。併せて、「子育て家庭支援課」の「家庭支援係」を移管し名称を「こども給付係」に変更する。	
○ 子育て家庭支援課 ☐ 子育て政策係 ☐ 家庭支援係 ☐ 子ども家庭相談係 _____ _____ _____	○ 子育て家庭支援課 ☐ 子育て支援係 _____ _____ ● こども家庭センター ☐ こども家庭相談係 ☐ 母子健康係

※ 国の方針を踏まえ、妊産婦から切れ目ない子育て支援を実現するための拠点として、一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」を新設し、「子ども家庭相談係」と「健康増進課」の「母子健康係」「母子健康包括支援センター」の所管業務を移管・統合する。併せて、子育てに係る各種業務を所管する「子育て支援係」を新設する。

○ こども課

- ☐ 幼保係
- ☐ 保育食育指導係
- ☐ 学童保育係
- ☐ 保育施設係

○ 保育課

- ☐ 幼保係
- ☐ 保育食育指導係
- ☐ 学童保育係
- ☐ 保育施設係

※ 組織改編に伴い、保育業務に係る課の役割を明確にするため、名称を「保育課」に変更する。

○ 健康増進課

- ☐ 健康増進係
- ☐ 健診推進係
- ☐ 母子健康係
- ☐ 成人健康係
- ☐ 地域医療推進係

■ 母子健康包括支援センター

○ 健康増進課

- ☐ 保健予防係
- ☐ 健診推進係
- ☐
- ☐ 健康づくり推進係
- ☐ 地域医療推進係

※ 「母子健康係」と「母子健康包括支援センター」の所管業務を、「子育て家庭支援課こども家庭センター」に移管する。併せて、係の役割を明確にするため、「健康増進係」を「保健予防係」、「成人健康係」を「健康づくり推進係」に名称を変更する。

◎ 産業観光部

○ 農政課

- ☐ 農政・食育係
- ☐ 農業振興係
- ☐
- ☐ 生産振興係
- ☐ 環境創造型農業推進係
- ☐ 鳥獣対策係

◎ 産業観光部

○ 農政課

- ☐ 農政・食育係
- ☐ 鳥獣対策係
- ☐ 担い手・農地総合対策室
- ☐ 農業振興係
- ☐ 生産振興係
- ☐ 環境創造型農業推進係

※ 農業の喫緊の課題である担い手の高齢化、後継者不足の解消と農業振興施策を一体的に推進するため、就農相談等の担い手育成を支援する、「担い手・農地総合対策室」を新設し、同室内に「農業振興係」「生産振興係」「環境創造型農業推進係」を配置する。

○ 商業観光課

- ☐ 観光まちづくり係
- ☐ 商業振興係
- ☐ まちなか商業推進係
- ☐ ブランド創生推進係

○ 商業観光課

- ☐ 観光まちづくり係
- ☐ 商業振興係
- ☐ まちなか商業推進係

※ 「ブランド創生推進係」の所管業務を、「総合政策部まちの魅力推進課」に移管する。

○ 工業振興課

- ☐ 工業振興係
- ☐ 結城紬振興係
- ☐ 企業誘致・工業団地開発推進室
- ☐ 企業誘致・工業団地開発推進係

○ 工業振興課

- ☐ 工業振興係
- ☐ 結城紬振興係
- ☐ 企業誘致・工業団地開発推進係

※ 課内業務の進捗状況と組織体制の効果的な見直しから、「企業誘致・工業団地開発推進室」を廃止する。

令和5年度	令和6年度
◎ 建設水道部 ○ 治水対策課 ☐ 建設総務係 ☐ 排水強化企画係 ☐ 排水強化整備係 _____	◎ 建設水道部 ○ 治水対策課 ☐ 建設総務係 ☐ 排水強化企画係 ☐ 排水強化整備第一係 ☐ 排水強化整備第二係 _____
※ 一級河川の豊穂川と、準用河川(小山・栃木排水路、立木排水路)等の排水対策に伴う整備や保全に係る業務の体制を強化するため、「排水強化整備係」を第一・第二の2係とする。	
◎ 教育委員会 ○ 教育総務課 ☐ 総務政策係 ☐ 教育政策係 ☐ 学校適正配置推進係 ☐ 学校支援係 _____	◎ 教育委員会 ○ 教育総務課 ☐ 総務政策係 ☐ 教育政策係 ☐ 学校適正配置推進係 ☐ 学校支援係 ● 乙女・網戸小学校統合準備室 _____
※ 令和7年4月の乙女小学校と網戸小学校の統合準備を進めるため、「乙女・網戸小学校統合準備室」を新設する。	
◎ 消防本部（消防長） ○ 消防総務課 ☐ 庶務係 ☐ 経理係 ☐ 消防団係 _____ _____ _____	◎ 消防本部（消防長） ○ 消防総務課 ☐ 庶務係 ☐ 経理係 _____ ○ 地域消防課 ☐ 地域係 ☐ 消防団係 _____
※ 地域の防災力向上のため、消防団と自主防災組織の連携を図り業務を一体的に推進する「地域消防課」を新設し、「消防総務課消防団係」を移管し、自主防災組織の業務を行う「地域係」を新設する。	

記者会見資料

総務部 危機管理課
(担当 石橋 22-9845)

1 件 名

令和6年能登半島地震に伴う保健師の応援派遣について

2 趣 旨

栃木県では、厚生労働省からの要請を受け、1月8日より被災地に保健師等の派遣を行っておりますが、この度、県内各市町に応援派遣要請があったことを受け、小山市より2人の保健師を派遣するものです。

3 内 容

- (1) 活動内容 避難所における住民の健康支援業務、在宅における要支援者の健康管理業務等（県や他市町との合同チームとして活動）
- (2) 派遣期間 ・ 1月31日（水）～ 2月7日（水）
・ 2月21日（水）～ 2月28日（水）
- (3) 活動場所 金沢市いしかわ総合スポーツセンター（予定）
- (4) 派遣職員 2人（子育て家庭支援課1人・福祉課1人）
- (5) 担 当 課 保健福祉部健康増進課

※1 これまでの本市の対応状況（令和6年1月25日現在）

(1) 「令和6年能登半島地震災害義援金」募金箱の設置について

- ① 趣 旨 被災された方々の生活を支援するため、義援金の募金箱を設置
- ② 設置場所 本庁舎：1階 総合案内
各出張所：窓口（11か所）
- ③ 設置期間 令和6年1月5日（金）から当分の間（終期は未定）
- ④ 受付時間 平日の8時30分から17時15分まで
- ⑤ その他 ・お預かりした義援金は、日本赤十字社に全額お送りします。
・税控除等で領収書が必要な方については、小山市社会福祉協議会での寄附及び発行手続きをご案内しています。
- ⑥ 担当課 総務部危機管理課

(2) 市営住宅の無償提供について

- ① 趣 旨 令和6年能登半島地震で被災し、本市への避難を希望される方のため、通常募集とは別枠で市営住宅を無償で提供します。
- ② 入居対象者 令和6年能登半島地震に被災された方で、当該災害に係る罹災証明書の発行を受けた方又は受ける見込みのある方
- ③ 入居期間 6ヶ月＋延長6ヶ月の最大1年以内
- ④ 募集期間 令和6年1月11日（木）から当分の間（終期は未定）
- ⑤ 募集住宅 松ヶ丘市営住宅 2戸（間取り：3DK）
・敷金、家賃は無償ですが、光熱水費等は自己負担となります。
・状況に応じて、他の住宅も追加募集されることがあります。
- ⑥ 担当課 建設水道部建築課

(3) 小山市給水車の派遣について

- ① 趣 旨 日本水道協会栃木県支部（宇都宮市）より要請を受け、給水車及び職員を派遣し被災地の給水活動を支援
- ② 活動内容 1月16日（火）金沢市へ向け出発
1月17日（水）～20日（土）
志賀町の仮設水槽の搬入及び給水拠点において、被災者の方々への給水、指定避難所・養護老人ホーム施設等への補給を実施
（給水車1台（1.8t）、サポート車1台）
1月21日（日）帰庁
- ③ 派遣職員 4人（上下水道総務課2人・上下水道施設課2人）
- ④ 今後予定 2月4日（日）～10日（土）に給水車派遣予定
- ⑤ 担当課 建設水道部上下水道総務課

※2 本市への派遣要請状況について（令和6年1月25日現在）

(1) 応援職員派遣要請（総務省応急対策職員派遣制度関係）

- ① 活動内容
 - ・住家被害認定調査業務
 - ・罹災証明書申請受付等、質問対応業務
 - ・避難所運営支援業務

（県や他市町との合同チームとして活動）
- ② 派遣期間 2月1日（木）～2月29日（木）
8日間でローテーション 期間計4班
- ③ 活動場所 鳳^{ほう}珠^す郡穴水町
- ④ 派遣職員 選抜中（県で各市町の派遣者を調整の上決定）
- ⑤ 担当課 総務部職員課

記者会見資料

総合政策部 田園環境都市推進課

(担当 望月 22-9378)

1 件 名

田園環境都市おやまビジョン市民アンケートについて

2 趣 旨

「田園環境都市おやまビジョン」を策定するための基礎資料の1つとして、「30年後の本市のあるべき姿」と、そのために解消すべきさまざまな課題や必要な取り組みについて、市民の意見を伺うためのアンケートを令和5年10月から開始しておりますが、この度、全てのアンケート項目が出揃いました。アンケート結果をもとに、市民の意識や希望等を把握し、市民生活をより良くするためには何が必要か、市民主体のビジョンとなるよう検討していくものです。

また、より多くの意見を集約するため、アンケート調査期間を2月末まで延長します。

3 内 容

- (1) 対象
 - ・小山市に在住または通勤・通学をしている方
 - ・小山市に興味・関心がある方
- (2) 方法
 - ① Webアンケートおよび紙媒体
 - ② 無作為抽出による調査（5,000人、2月1日発送予定）
- (3) 設問数 57問
 - 大項目：すべての市民のウェルビーイングを実現するための基盤となる項目 13問
 - 小項目：①生涯学習・文化・スポーツ ②福祉・医療・健康・介護
③教育・子育て ④農業・自然 ⑤商工業
⑥コミュニティ・多文化共生 ⑦防犯・防災
⑧まちづくり ⑨公共施設・公共交通
⑩関係人口・行政運営 10分野 44問
- (4) 調査期間 令和6年2月29日(木)まで（1カ月延長）
- (5) 特典 全問回答者の中から抽選で30名様に「おやまの花火無料ご招待」または「小山市特産品」を贈呈します。
- (6) Webアンケートへのアクセス
(小山市公式ホームページからアクセス)



4 その他

庁内若手職員主体のビジョンプロジェクトチーム【2班（分野別・地区別）25名体制】が発足しました。市民と対話を重ねながらビジョン策定を進めてまいります。

記者会見資料

総合政策部 ゼロカーボン推進課

(担当 大塚 22-9567)

1 件 名

小山市住宅脱炭素化設備等導入費補助金について

2 趣 旨

本市における温室効果ガスの排出削減を促進するため、自らが居住する住宅に脱炭素化設備等を導入した市民に対し、補助金を交付するものです。

3 内 容

(1) 対象設備の種類および補助額

- ・令和5年4月1日以降に設置または引き渡しされた設備であること
- ・住宅に余剰売電又は自家消費の太陽光発電が設置され、受電可能であること

	対象設備の種類		補助額
1	Z E H (Nearly ZEH、ZEH Oriented は補助対象外)		20万円
2	定置型蓄電池システム	【新設太陽光発電＋蓄電池】	10万円
		【既設太陽光発電＋蓄電池】	5万円
3	電気自動車等充放電設備 (V2H)		5万円
4	電気自動車【普通自動車】 プラグインハイブリッド自動車 燃料電池自動車		各10万円
5	電気自動車【軽自動車】		5万円

※上記1～3は重複申請不可、国や県の補助との併用は可能

(2) 対象者

- ・市内に住所を有し、市税等に滞納のない個人
- ・上記1～3の対象設備においては、申請者および申請者と同一世帯に、「小山市転入勤労者等住宅取得支援補助金」の交付を受けていない者または交付予定者がいない個人

(3) 申請受付

2月1日(木)から

なお、令和6年度も引き続き、同補助金の交付を行う予定で、各年度予算上限に達した場合は申請受付を締め切ります。

(4) 申請窓口・問合せ先

ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係

電話 0285-22-9277

※別紙資料あり

小山市住宅脱炭素化設備等導入費補助金

温室効果ガス排出削減をするため、自宅に脱炭素化設備等を導入した市民に対し、補助金を交付いたします。

対象者

以下のいずれにも該当する方

- ◆市内に住所を有し、住民基本台帳に記載され、本補助金申請に係る住宅に自ら居住している個人
- ◆市税の滞納がない個人
- ◆申請者および申請者の同一世帯に「小山市転入勤労者等住宅取得支援補助金」の交付を受けた者または交付予定の者がいない個人

申請期間・申請方法

申請期間 令和6年2月1日(木)～

申請方法 窓口持参(以下申請窓口参照) または 郵送

- ★ 予算上限に達し次第終了
- ★ 申請は業者の代理も可能
- ★ 申請者と契約者、振込口座名義人は同一であること

補助対象設備等および補助額

令和5年4月以降に取得・引き渡しを受けた新品である以下設備等

申請者宅に設置されている余剰売電または自家消費の太陽光発電設備と

1～3は常時接続、4、5は接続が可能である設備等

1～3…1個人1回限り 4～5…1個人1回限り



	対象設備等	補助額(円)	下記の日から 1年以内
1	ZEH (Nearly ZEH、ZEH Oriented は補助対象外)	20万	工事完了引渡証明書 「引き渡し日」
2	定置型蓄電池システム	【新設太陽光発電+蓄電池】	太陽光発電設備および蓄電池の保証書「保証開始日」
		【既設太陽光発電+蓄電池】	蓄電池の保証書「保証開始日」
3	電気自動車等充放電設備 (V2H)	5万	保証書「保証開始日」
4	電気自動車【普通自動車】 プラグインハイブリッド自動車 燃料電池自動車	各10万	自動車検査証「登録年月日」 または 自動車検査証「交付年月日」
5	電気自動車【四輪軽自動車】	5万	

必要書類

共通

- ・ 申請書兼請求書
- ・ 工事請負契約書等の契約書類の写し
- ・ 領収書
- ・ 領収内訳の分かる書類
(領収書から内訳が確認できない場合)
- ・ 自宅に設置されている太陽光発電設備の保証書
- ・ 自宅に設置されている太陽光発電設備の系統連系日が分かる書類
- ・ 振込口座の通帳の写し
(銀行、支店名、口座名義人、口座番号の確認ができること)

ZEH

- ・ 国の ZEH 支援事業における補助金交付額確定通知の写しまたは、ZEH マークが記載された BELS 評価書の写し
- ・ 引渡証明書の写し

蓄電池

- ・ 保証書の写し
- ・ 製造番号、型番、定格容量の確認できる銘板の写真
- ・ 設置されていることが分かる機器全体の写真

V2H

- ・ 型番および定格容量の確認できるカタログ等の写し
- ・ V2H と電気自動車等がケーブル等で接続していることが確認できる写真

次世代自動車

- ・ 自動車検査証の写し(検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し)
- ・ 車両保管場所(申請者住所地)においてその車両番号が確認できる写真



お問い合わせ・郵送先

小山市役所 ゼロカーボン推進課 〒323-8686 小山市中央町1-1-1
電話:0285-22-9277 平日:午前8時30分～午後5時15分

詳細はこちらから→
(小山市ホームページ)

記者会見資料

総合政策部 総合政策課
(担当 砂山 22-9351)
産業観光部 農政課
(担当 鈴木 22-9251)

1 件 名

(仮設) ドッグランの開設について

2 趣 旨

現在、市内では約8,600頭の飼い犬の登録があり、犬の運動不足解消と飼い主同士のコミュニケーションの場づくりを目的としたドッグランを試験的に運用開始するものです。

また、既存施設に併設することにより、利用者の利便性および施設の活性化にも寄与することから、地域農産物直売所である絹ふれあいの郷の敷地内に開設するものです。

3 内 容

- (1) 開 設 日 3月3日(日)
 ※設置工事を1月29日(月)～2月前半で行います。
- (2) 場 所 絹ふれあいの郷(梁1409-4)
- (3) 面 積 約385平方メートル
- (4) 利用時間 終日(無料)
- (5) 仕 様 小型犬・中型犬用
 ※ネット(高さ90cm程度)による簡易構造のため

4 試験運用期間

開設日～令和7年3月31日

その間、利用者にアンケート調査を行い、ニーズの把握等に努めます。

5 その他

令和6年度、道の駅思川への設置を予定

6 問合せ先

農政課 農業振興係

電話 0285-22-9254

※別紙資料あり

(仮設) ドッグラン整備概要

図1 (仮設) ドッグラン整備地
全体位置図

位 置 図



図2 (仮設) ドッグラン整備地
絹ふれあいの郷の東側部分

ドッグラン整備については、簡易ネット（高さ90cm程度のアニマルフェンス）を58本の支柱で
囲い、出入口部分を二重で扉を設置する。
※整備地面積は約385㎡



図3 (仮設) ドッグラン整備地の完成イメージ
西側から（出入口部分）



令和6年第1回市議会臨時会提出予定議案総括表

○議 案 1 件（議案第 1 号）

・ 補正予算に関するもの

1 件（1 号）

○報 告 2 件（報告第 1 号～2 号）

・ 専決処分の報告に関するもの

2 件（1 号～2 号）

議 案 番 号	件 名									
議 案 第 1 号	令和5年度小山市一般会計補正予算（第6号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市一般会計補正予算について、議会の議決を求めるもの 補 正 予 算 額 4億 108万円 補正後予算総額 754億9,418万円 ○歳入内訳（単位:千円） ○歳出内訳（単位:千円） ・国庫支出金 401,080 ・住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金 給付事業費 290,000 ・住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金 給付事務費 24,980 ・低所得の子育て世帯給付金（こども加算） 給付事業費 85,000 ・低所得の子育て世帯給付金（こども加算） 給付事務費 1,100 債務負担行為（追加） <table><tr><th>事項</th><th>期間</th><th>限度額</th></tr><tr><td>間々田地区新設保育所整備に伴う仮設園舎の賃貸借</td><td>令和5年度 ～令和8年度</td><td>251,600 千円</td></tr><tr><td>もみじ保育所整備に伴う仮設園舎の賃貸借</td><td>令和5年度 ～令和9年度</td><td>157,000 千円</td></tr></table>	事項	期間	限度額	間々田地区新設保育所整備に伴う仮設園舎の賃貸借	令和5年度 ～令和8年度	251,600 千円	もみじ保育所整備に伴う仮設園舎の賃貸借	令和5年度 ～令和9年度	157,000 千円
事項	期間	限度額								
間々田地区新設保育所整備に伴う仮設園舎の賃貸借	令和5年度 ～令和8年度	251,600 千円								
もみじ保育所整備に伴う仮設園舎の賃貸借	令和5年度 ～令和9年度	157,000 千円								

報 告 第 1 号	専決処分の報告について 市道管理の瑕疵により損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するもの ◇専決第19号（令和5年11月27日専決） 令和5年6月21日 市内大字三拝川岸地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの 賠償額 40,370円 ◇専決第21号（令和5年12月7日専決） 令和5年5月3日 市内大字東野田地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの 賠償額 17,701円									
報 告 第 2 号	専決処分の報告について 市営住宅からの退去及び明渡しと未払使用料の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するもの ◇専決第20号（令和5年12月8日専決） (1) 件名 市営住宅の明渡請求及び滞納家賃請求事件 (2) 相手方（被告） ア 小山市大字鉢形1069番地9 鉢形市営住宅E棟9号室 松嶋 トモ子 イ 埼玉県加須市柏戸253番地6 柏戸アパート202号 （小山市大字網戸863番地 新網戸市営住宅C棟16号室） 小川 茂美 (3) 請求の要旨 ア 被告らに対し、次に掲げる市営住宅からの退去及び明渡し、並びに未払住宅使用料（駐車場料含）の支払いを求める <table><tr><td>氏 名</td><td>退去、明け渡しを求める市営住宅</td><td>未 払 使 用 料</td></tr><tr><td>松嶋 トモ子</td><td>鉢形市営住宅E棟9号室</td><td>1,999,600円</td></tr><tr><td>小川 茂美</td><td>新網戸市営住宅C棟16号室</td><td>684,800円</td></tr></table> イ 訴訟費用は、被告らの負担とする ウ 仮執行の宣言を求める (4) その他 本件については、必要に応じて上訴し、和解し、その他必要な措置を行うものとする	氏 名	退去、明け渡しを求める市営住宅	未 払 使 用 料	松嶋 トモ子	鉢形市営住宅E棟9号室	1,999,600円	小川 茂美	新網戸市営住宅C棟16号室	684,800円
氏 名	退去、明け渡しを求める市営住宅	未 払 使 用 料								
松嶋 トモ子	鉢形市営住宅E棟9号室	1,999,600円								
小川 茂美	新網戸市営住宅C棟16号室	684,800円								

令和6年第2回市議会定例会提出予定議案総括表

○議 案 39件（議案第2号～40号）

- | | |
|--------------------|--------------|
| ・当初予算に関するもの | 11件（2号～12号） |
| ・補正予算に関するもの | 4件（13号～16号） |
| ・条例に関するもの | 19件（17号～35号） |
| ・指定管理者の指定に関するもの | 1件（36号） |
| ・建設工事請負契約の変更に関するもの | 1件（37号） |
| ・事業契約の変更に関するもの | 1件（38号） |
| ・人事に関するもの | 2件（39号～40号） |

議 案 番 号	件 名
議 案 第 2 号	令和6年度小山市一般会計予算 地方自治法第211条第1項の規定により、小山市一般会計予算について、議会の議決を求めるもの 予算総額 712億円 対前年度比 4.6%増
議 案 第 3 号	令和6年度小山市国民健康保険特別会計予算 地方自治法第211条第1項の規定により、小山市国民健康保険特別会計予算について、議会の議決を求めるもの 予算総額 161億5,900万円 対前年度比 1.3%増
議 案 第 4 号	令和6年度小山市介護保険特別会計予算 地方自治法第211条第1項の規定により、小山市介護保険特別会計予算について、議会の議決を求めるもの 予算総額 120億9,800万円 対前年度比 1.9%増
議 案 第 5 号	令和6年度小山市後期高齢者医療特別会計予算 地方自治法第211条第1項の規定により、小山市後期高齢者医療特別会計予算について、議会の議決を求めるもの 予算総額 25億2,100万円 対前年度比 19.6%増
議 案 第 6 号	令和6年度小山市病院事業債管理事業特別会計予算 地方自治法第211条第1項の規定により、小山市病院事業債管理事業特別会計予算について、議会の議決を求めるもの 予算総額 8億3,600万円 対前年度比 22.2%増

議案第7号	令和6年度小山市墓園やすらぎの森事業特別会計予算 地方自治法第211条第1項の規定により、小山市墓園やすらぎの森事業特別会計予算について、議会の議決を求めるもの 予算総額 9,000万円 対前年度比 52.5%増																
議案第8号	令和6年度小山市栃木県南地方卸売市場特別会計予算 地方自治法第211条第1項の規定により、小山市栃木県南地方卸売市場特別会計予算について、議会の議決を求めるもの 予算総額 3,200万円 対前年度比 5.6%減																
議案第9号	令和6年度小山市与良川水系湛水防除事業特別会計予算 地方自治法第211条第1項の規定により、小山市与良川水系湛水防除事業特別会計予算について、議会の議決を求めるもの 予算総額 6,000万円 対前年度比 13.4%増																
議案第10号	令和6年度小山市公共用地先行取得事業特別会計予算 地方自治法第211条第1項の規定により、小山市公共用地先行取得事業特別会計予算について、議会の議決を求めるもの 予算総額 1億4,130万円 対前年度比 1,470.0%増																
議案第11号	令和6年度小山市水道事業会計予算 地方公営企業法第24条第2項の規定により、小山市水道事業会計予算について、議会の議決を求めるもの <table><tr><td>収益的収入</td><td>31億2,094万3千円</td><td>対前年度比</td><td>0.5%増</td></tr><tr><td>収益的支出</td><td>29億1,068万円</td><td>対前年度比</td><td>0.7%減</td></tr><tr><td>資本的収入</td><td>1億1,708万2千円</td><td>対前年度比</td><td>35.3%減</td></tr><tr><td>資本的支出</td><td>33億5,565万9千円</td><td>対前年度比</td><td>65.2%増</td></tr></table>	収益的収入	31億2,094万3千円	対前年度比	0.5%増	収益的支出	29億1,068万円	対前年度比	0.7%減	資本的収入	1億1,708万2千円	対前年度比	35.3%減	資本的支出	33億5,565万9千円	対前年度比	65.2%増
収益的収入	31億2,094万3千円	対前年度比	0.5%増														
収益的支出	29億1,068万円	対前年度比	0.7%減														
資本的収入	1億1,708万2千円	対前年度比	35.3%減														
資本的支出	33億5,565万9千円	対前年度比	65.2%増														

議案第 1 2 号	令和6年度小山市下水道事業会計予算			
	地方公営企業法第24条第2項の規定により、小山市下水道事業会計予算について、議会の議決を求めるもの			
	収益的収入	50億4,945万2千円	対前年度比	1.7%増
	収益的支出	47億7,250万6千円	対前年度比	3.2%増
	資本的収入	44億3,774万円	対前年度比	7.3%増
	資本的支出	62億4,616万8千円	対前年度比	5.8%増
議案第 1 3 号	令和5年度小山市一般会計補正予算（第7号）			
	地方自治法第218条第1項の規定により、小山市一般会計補正予算について、議会の議決を求めるもの			
	補正予算額	15億4,590万3千円		
	補正後予算総額	770億4,008万3千円		
	○歳入内訳（単位:千円）		○歳出内訳（単位:千円）	
	・市税	△239,256	・小山評定ふるさと応援事業費	
	・地方譲与税	534		500,000
	・地方交付税	774,893	・財政調整基金積立金	412,827
	・分担金及び負担金	△2,478	・公共施設等整備基金積立金	
	・国庫支出金	380,900		200,000
	・県支出金	27,360	・小学校校舎照明LED化事業費	
	・財産収入	12,679		195,558
	・寄付金	506,552	・小学校トイレ改修事業費	158,500
	・繰入金	△100,000	・中学校トイレ改修事業費	149,300
	・繰越金	488,687	・共通商品券発行事業費	130,000
	・諸収入	△288,468	・防災集団移転促進事業費	96,000
	・市債	△15,500	・民間保育所入所委託料	86,000
			・国県負担金等過年度償還金	69,751
			・畜産クラスター事業費	59,692
			・認定こども園等施設型給付事業費	
				50,000
			・工業振興資金融資預託金	
				△144,350
			・間々田のじゃがまいた伝承館整備事業費	
				△128,568
		・中小企業事業資金融資預託金		
			△72,334	
		・間々田駅周辺地区第三期道路整備事業費		
			△56,500	
		・次世代自動車普及促進事業費		
			△50,000	
		・その他	△109,973	

議案第 14 号	令和5年度小山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市国民健康保険特別会計補正予算について、議会の議決を求めるもの 補正予算額 100万円 補正後予算総額 158億9,776万5千円 ○歳入内訳（単位:千円） ・国庫支出金 203 ・繰入金 16,736 ・繰越金 △15,939 ○歳出内訳（単位:千円） ・一般被保険者保険税還付金 1,000
議案第 15 号	令和5年度小山市介護保険特別会計補正予算（第3号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市介護保険特別会計補正予算について、議会の議決を求めるもの 補正予算額 1億1,323万4千円 補正後予算総額 122億9,108万9千円 ○歳入内訳（単位:千円） ・国庫支出金 22,450 ・支払基金交付金 30,510 ・県支出金 14,275 ・繰入金 41,919 ・繰越金 4,080 ○歳出内訳（単位:千円） ・保険給付費 113,000 ・償還金 234
議案第 16 号	令和5年度小山市下水道事業会計補正予算（第2号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市下水道事業会計補正予算について、議会の議決を求めるもの 公共下水道事業資本的収入 補正予算額 3,720万円 補正後予算額 39億1,885万9千円 ○収入内訳（単位:千円） ・企業債 37,200 公共下水道事業資本的支出 補正予算額 8,280万円 補正後予算額 55億4,594万7千円 ○支出内訳（単位:千円） ・污水管渠建設改良費 82,800

議案第 17 号	小山市本庁舎駐車場条例の制定について 小山市本庁舎第一駐車場及び第二駐車場について、本庁舎における用務のために来庁した方の利用を妨げない限度において用務以外の使用を認め、当該使用に係る使用料の徴収を行うこと及び駐車場の管理に関して必要な事項を規定するため、条例を制定するもの (1)内 容 ア 趣旨（第 1 条関係） イ 名称及び位置（第 2 条関係） ウ 駐車場の供用（第 3 条関係） エ 駐車できる自動車（第 4 条関係） オ 供用時間（第 5 条関係） 午前 8 時から午後 8 時までとする。 カ 使用料（第 6 条関係） 用務利用以外で駐車場を使用する場合の使用料は、入場後 2 時間以内は無料とし、2 時間を超えた場合は 30 分までごとに 100 円とし、1 日上限は、1,200 円とする。駐車券を紛失したことにより、入場した時間が確認できない場合の使用料は、1,200 円とする。 キ 使用料の減免（第 7 条関係） ク 使用料の返還（第 8 条関係） ケ 禁止行為（第 9 条関係） コ 駐車制限又は拒否（第 10 条関係） サ 委任（第 11 条関係） (2)施行日 令和 6 年 4 月 1 日
議案第 18 号	小山市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の制定について 市民アンケートの結果に基づき、令和 4 年度末に閉館した「まちかど美術館」が行っていた市民ギャラリー事業を継続するために「小山市民ギャラリー」を設置することに伴い、その設置及び管理に関して必要な事項を規定するため、条例を制定するもの (1)内 容 ア 設置（第 1 条関係） イ 名称及び位置（第 2 条関係） 名称は小山市民ギャラリーとし、位置は小山市中央町 2 丁目 1 番 8 号とする。 ウ 事業（第 3 条関係） ギャラリーは、次に掲げる事業を行う。 (ア) 芸術文化の振興及び向上に資するための場を提供すること。 (イ) 芸術作品の展示に関すること。 (ウ) 芸術文化に係る関係機関との連携に関すること。 (エ) 芸術文化活動及びこれを通じたまちづくりに参画する市民及び市民団体と連携し、並びにこれらの交流を支援すること。 (オ) その他第 1 条の目的を達成するために教育委員会が必要と認める事業 エ 使用許可（第 4 条関係） オ 利用の禁止又は制限（第 5 条関係）

	カ 目的外使用及び権利譲渡の禁止（第6条関係） キ 使用許可の取消し等（第7条関係） ク 使用料（第8条及び別表関係） 使用者は、使用許可を受けたときは、市長が指定する期日までに、使用料を納付しなければならない。使用料の額は、1日につき7,700円、1単位（火曜日から次の日曜日までをいう。）につき46,200円とする。 ケ 使用料の返還（第9条関係） コ 使用料の減免（第10条関係） 市長は、次のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。 （ア）市の機関又はこれに直接関係する団体が使用する場合 （イ）本市が実施する芸術文化の振興及び向上に関する施策に関し本市と連携協力する団体その他市長がこれに相当すると認めるものが、第1条の目的に即した使用をする場合 （ウ）その他市長が特に必要と認める場合 サ 原状回復の義務（第11条関係） シ 損害賠償（第12条関係） ス 指定管理者（第13条関係） ギャラリーの管理は、指定管理者に行わせることができる。 セ 指定管理者が行う業務（第14条関係） ソ 利用料金（第15条関係） タ 指定管理者への適用（第16条関係） チ 委任（第17条関係） (2) 施行日 令和6年4月1日
議案第19号	定住自立圏の圏域における公共施設の相互利用のための関係条例の整備について 本市公共施設の一部の施設では、市外在住者に対して使用料を増額する旨を規定しているが、定住自立圏の形成に関する協定書における文化・スポーツ施設等の相互利用の促進の趣旨に鑑み、すでに関東どまんなかサミット会議による協定により市民と同額の使用料となっている野木町民を除く圏域住民が、当該公共施設を市民と同額の使用料で利用できるようにするため、関係条例に所要の改正をするもの (1) 内 容 定住自立圏を構成する下野市及び茨城県結城市の住民は、次に掲げる公共施設を、市民と同額の使用料で利用できることとするため、関係条例を改正する。あわせて、文言の整理等を行う。 ア 出張所会議室使用料条例（第2条関係） イ 小山市立文化センターの設置及び管理に関する条例（別表関係） ウ 小山市ふれあい健康センター条例（別表第1～別表第3関係） エ 小山市立車屋美術館設置条例（別表第2関係） オ 小山市公民館条例（別表第2関係） カ 小山市まちなか交流センターの設置及び管理に関する条例（別表関係） キ 小山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例（別表関係） ク 小山市立体育館の設置及び管理に関する条例（別表第1及び別表第2関係） (2) 施行日 令和6年4月1日

議案第 2 0 号	小山市障害者施策推進協議会条例の一部改正について 令和 6 年 4 月 1 日付けで実施する行政内部組織の改編に伴い、所要の改正をするもの (1) 内 容 小山市障害者施策推進協議会の庶務を処理する課の名称を「福祉課」から「福祉総務課」に改める（第 7 条関係）。 (2) 施行日 令和 6 年 4 月 1 日
議案第 2 1 号	小山市職員定数条例の一部改正について 近年の救急出動件数の増加や災害の激甚化・頻発化など、消防を取り巻く環境の大きな変化に伴い、適正な人員を配置し、消防力を維持・確保する必要があることから、火災救急出動等の体制確立に必要な人員を確保するため、所要の改正をするもの (1) 内 容 消防職員の定数について、「2 2 5 人」を「2 4 5 人」に改める（第 2 条関係）。 (2) 施行日 令和 6 年 4 月 1 日
議案第 2 2 号	小山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について 人事院規則が改正され、国家公務員において、夏季休暇の使用可能期間（7 月～9 月）が繁忙期であること等により、当該期間に夏季休暇を使用することが困難な職員は、6 月から 1 0 月までの期間に夏季休暇を使用できることとなったことに伴い、本市においても柔軟な働き方の推進を図る観点から同様の規定を整備するため、所要の改正をするもの (1) 内 容 夏季休暇の使用可能期間である 7 月から 9 月までの期間に、業務の繁忙期等の理由により休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員については、休暇の使用可能期間を前後 1 か月拡大し、6 月から 1 0 月までの期間に夏季休暇を使用できることとする（別表第 1 の 2 0 の項関係）。 (2) 施行日 令和 6 年 4 月 1 日
議案第 2 3 号	小山市会計年度任用職員への勤勉手当支給に係る関係条例の整備について 地方自治法の改正により、令和 6 年度から、条例で定めるところによりパートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となったこと及びフルタイム会計年度任用職員についても勤勉手当を支給することが基本とされたことに伴い、当市においても会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、関係条例に所要の改正をするもの (1) 内 容 ア 小山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び小山市職員の

	育児休業等に関する条例の一部改正 (ア) 会計年度任用職員に支給する給与の種類に勤勉手当を追加する（第2条関係）。 (イ) 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、常勤職員の規定を準用して、勤勉手当を支給する（第13条の2関係）。 (ウ) 任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員に対して、常勤職員の規定を準用して、勤勉手当を支給する（第23条の2関係）。 (エ) その他文言の整理等を行う（(ア)～(ウ)以外の部分）。 イ 小山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (ア) 育児休業中の会計年度任用職員に対して勤勉手当を一律支給しないことを定めた規定を削る（第7条関係）。 (イ) 略称規定を整理する（第8条関係）。 (2) 施行日 令和6年4月1日
議案第24号	小山市財政調整基金条例の一部改正について 歳計剰余金は、地方自治法第233条の2本文の規定により、翌年度予算の歳入「繰越金」に計上し、その後補正予算において歳出「積立金」を計上して財政調整基金への積立てを行っているが、同条ただし書きでは、条例で定めるところにより、剰余金を翌年度に繰り越さずに基金へ編入できる旨規定していることから、本市においても同旨規定を条例に設けることで、剰余金が生じた際の手続きの合理化・迅速化を図り、柔軟な財政運営及び財政規律の一層の確保を実現するため、所要の改正をするもの (1) 内 容 ア 各会計年度において決算上剰余金が生じたときは、その全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができるものとする（第2条関係）。 イ その他文言の整理等を行う（第2条及び第3条関係）。 (2) 施行日 令和6年4月1日
議案第25号	小山市大谷市民交流センターの開設に伴う関係条例の整備について 令和6年4月30日に小山市大谷市民交流センターが開設されることに伴い、関係条例に所要の改正をするもの (1) 内 容 ア 小山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正（第1条関係） 交流センターの名称及び位置を定める規定に、小山市大谷市民交流センターを加える。また、同センターの貸出施設の使用料を定める。 イ 小山市出張所設置条例の一部改正（第2条関係） 大谷出張所の位置を改める。 ウ 小山市立図書館設置条例の一部改正（第3条関係） 中央図書館大谷分館の設置について定める。 エ 小山市学童保育館条例の一部改正（第4条関係） 大谷東小学学童保育館の位置を改める。

	オ 小山市公民館条例の一部改正（第5条関係） 大谷公民館の位置を改める。また、会議室等の貸出しは、公民館としてではなく、大谷市民交流センターとして行うこととなるため、大谷公民館の会議室等の貸出しに係る部分を削る。 (2) 施行日 令和6年4月30日																																																
議案第26号	小山市手数料条例の一部改正について 地方自治法第228条第1項後段の規定により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定める額を標準として本条例で規定している標準事務に係る手数料について、政令の改正により手数料の追加・変更等が行われたため、所要の改正をするもの (1) 内 容 ア 戸籍に関する事務手数料について、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料及び当該手数料が無料となる場合の規定を追加する（第2条第1項第3号の表関係）。 イ 危険物貯蔵所の設置許可申請手数料の額を政令と同額に改める（第2条第1項第9号の表関係）。 (2) 施行日 令和6年3月1日（ただし、危険物貯蔵所の設置許可申請手数料に係る改正規定については、同年4月1日）																																																
議案第27号	小山市国民健康保険税条例の一部改正について 国民健康保険税制度における安定した財源確保の観点から、国民健康保険税の標準保険税率を改正し、また、地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額の改正を行うため、所要の改正をするもの (1) 内 容 税率税額及び課税限度額を次の表のように改正する。 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">現行</th><th colspan="3">改正後</th></tr><tr><th>基礎課税分</th><th>後期高齢者支援金等課税分</th><th>介護納付金課税分</th><th>基礎課税分</th><th>後期高齢者支援金等課税分</th><th>介護納付金課税分</th></tr><tr><td>所得割（％）</td><td>6.9</td><td>2.5</td><td>2.0</td><td>6.1</td><td>2.8</td><td>2.4</td></tr><tr><td>均等割（円）</td><td>27,000</td><td>8,500</td><td>8,000</td><td>23,800</td><td>10,000</td><td>9,500</td></tr><tr><td>平等割（円）</td><td>22,000</td><td>6,000</td><td>6,500</td><td>19,500</td><td>7,500</td><td>7,500</td></tr><tr><td>課税限度額</td><td>65万円</td><td>20万円</td><td>17万円</td><td>65万円</td><td>22万円</td><td>17万円</td></tr><tr><td>課税限度額計</td><td colspan="3">102万円</td><td colspan="3">104万円</td></tr></table> (2) 施行日 令和6年4月1日	区分	現行			改正後			基礎課税分	後期高齢者支援金等課税分	介護納付金課税分	基礎課税分	後期高齢者支援金等課税分	介護納付金課税分	所得割（％）	6.9	2.5	2.0	6.1	2.8	2.4	均等割（円）	27,000	8,500	8,000	23,800	10,000	9,500	平等割（円）	22,000	6,000	6,500	19,500	7,500	7,500	課税限度額	65万円	20万円	17万円	65万円	22万円	17万円	課税限度額計	102万円			104万円		
区分	現行			改正後																																													
	基礎課税分	後期高齢者支援金等課税分	介護納付金課税分	基礎課税分	後期高齢者支援金等課税分	介護納付金課税分																																											
所得割（％）	6.9	2.5	2.0	6.1	2.8	2.4																																											
均等割（円）	27,000	8,500	8,000	23,800	10,000	9,500																																											
平等割（円）	22,000	6,000	6,500	19,500	7,500	7,500																																											
課税限度額	65万円	20万円	17万円	65万円	22万円	17万円																																											
課税限度額計	102万円			104万円																																													

議案第 28 号	小山市子ども・子育て会議条例の一部改正について 子ども・子育て支援に関連する個々の計画を一元化し、一体的な管理・推進が必要となることから、令和6年度中に策定する次期小山市子ども・子育て支援事業計画への母子保健計画の編入を予定していることに伴い、母子保健分野に見識のある医療関係者を会議の委員として加えることで、子ども・子育て支援事業計画の審議内容の充実を図るため、所要の改正をするもの (1) 内 容 ア 引用法令の条項ずれに対応する（第1条及び第2条関係）。 イ 委員数の上限人数を「15人以内」から「20人以内」に改め、新たな委員として「医療関係者」を追加する（第3条関係） ウ 組織改編に伴い所管部署の名称を改める（第7条関係）。 (2) 施行日 令和6年4月1日（ただし、第1条及び第2条の改正規定は、公布の日から施行する）
議案第 29 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 市議会議員のうちから1名を委員として選任している地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会の報酬について、「20,000円以内で市長が定める額」とされているものを、市議会議員の活動と非常勤特別職の活動とが重複する場合の併給調整措置により0円としていることについて、具体的に条例上に明記して法的根拠をより明確にするため、所要の改正をするもの (1) 内 容 ア 市議会議員が兼務した場合に報酬を支給しないこととする職に、地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会委員を追加する（第3条の2関係）。 イ 報酬の額を20,000円と明記する（別表第1関係）。 (2) 施行日 公布の日
議案第 30 号	小山市工業振興条例の一部改正について 本条例に基づき実施している企業立地優遇制度について、現行の優遇制度の水準を県内各市町と同程度となるよう見直しを行い、予算の適正化を図るため、所要の改正をするもの (1) 内 容 ア 工業振興奨励金の交付期間を5年間から3年間に改める（第6条関係）。 イ 土地取得助成金の額を対象工業用地の取得価格の15%から10%に改める（第19条関係）。 (2) 施行日 令和6年4月1日

議案第 3 1 号	小山市特別会計条例の一部改正について 特別会計のうちテクノパーク小山南部造成事業について、当該工業団地の全区画の分譲、引渡しが完了し、借入金を完済したことから、本会計を閉鎖するため、所要の改正をするもの (1) 内 容 特別会計の設置規定から「テクノパーク小山南部造成事業 工業団地造成事業」を削る（第 1 条関係）。 (2) 施行日 令和 6 年 4 月 1 日
議案第 3 2 号	小山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について 地方自治法の改正に伴い、条ずれに対応するため、所要の改正をするもの (1) 内 容 条ずれに対応する（第 5 条関係）。 (2) 施行日 令和 6 年 4 月 1 日
議案第 3 3 号	監査委員に関する条例の一部改正について 地方自治法の改正に伴い、条ずれに対応するため、所要の改正をするもの (1) 内 容 条ずれに対応する（第 2 条関係）。 (2) 施行日 令和 6 年 4 月 1 日
議案第 3 4 号	小山市立生涯学習センター条例の一部改正について 小山市立生涯学習センターで貸出しを行っているギャラリーについて、令和 6 年度から、可動式パネルで区切ることによる半面での貸出しを開始することに伴い、その使用料の額を定めるため、所要の改正をするもの (1) 内 容 ア 使用料は、指定期日までに納付しなければならない旨明記する（第 9 条関係）。 イ ギャラリーの半面使用に係る使用料の額を定める（別表関係）。 ウ その他文言の整理等を行う（ア及びイ以外の部分）。 (2) 施行日 令和 6 年 4 月 1 日
議案第 3 5 号	小山市公民館条例の一部改正について 公民館等の施設予約システムの新規導入に伴い、貸出施設の名称等を市民にとってより分かりやすいものとするため、所要の改正をするもの (1) 内 容 ア 営利目的に係る利用制限は、社会教育法第 2 3 条及び同条に依拠した改正前の

	条例第6条第3号において重ねて規定されているため、これを削る（第6条関係）。 イ 使用料は、指定期日までに納付しなければならない旨明記する（第8条関係）。 ウ 貸出施設の名称を、市民にとってより分かりやすい名称となるよう改める（別表関係）。 エ 貸出し施設のうち豊田公民館の展示室については、入退室ドアは別であるものの、同館の第1研修室と同室であり機能としても一体のものであることから、同館展示室の規定部分を削る（別表関係）。 オ その他文言の整理等を行う（アからエ以外の部分）。 (2) 施行日 公布の日								
議案第36号	指定管理者の指定について 小山市民ギャラリーの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの 1 公の施設の名称と指定管理者となる団体 <table><tr><th>公の施設</th><th>区分</th><th>選定</th><th>指定管理者となる団体</th></tr><tr><td>小山市民ギャラリー</td><td>新規</td><td>公募</td><td>名称 Sunフーズ株式会社 代表者 代表取締役社長 栗原 宏 所在地 小山市駅南町6丁目7番19号</td></tr></table> 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間	公の施設	区分	選定	指定管理者となる団体	小山市民ギャラリー	新規	公募	名称 Sunフーズ株式会社 代表者 代表取締役社長 栗原 宏 所在地 小山市駅南町6丁目7番19号
公の施設	区分	選定	指定管理者となる団体						
小山市民ギャラリー	新規	公募	名称 Sunフーズ株式会社 代表者 代表取締役社長 栗原 宏 所在地 小山市駅南町6丁目7番19号						
議案第37号	建設工事請負契約の一部変更について 令和5年9月に締結した大谷地区中心施設整備事業外構工事第2期工事の契約内容の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するもの (1) 工事名 大谷地区中心施設整備事業外構工事第2期工事 (2) 変更前工期 令和5年9月27日～令和6年3月25日 (3) 変更後工期 令和5年9月27日～令和6年5月 7日 (4) 変更前請負金額 213,290,000円 (5) 変更後請負金額 222,167,000円 (6) 変更による増額分 8,877,000円 (7) 契約の相手方 潮田・山中特定建設工事共同企業体 (8) 変更の理由 残土の搬出先が遠隔になったことに伴う運搬距離の延長及び施設利用者の利便性と快適性向上のため施設正面の駐輪場に屋根を設置するよう計画変更を行ったこと等により事業費が増加するため請負金額を増額するもの。また、施設本体の建築工事と外構工事を同時期に実施したことで、作業が重なる施工場所があったこと等により、変更前工期間に工事を完了することが困難となったため工期を延伸するもの。								

議案第 3 8 号	小山市立体育館整備及び運営事業事業契約の一部変更について 平成 3 1 年 3 月に締結した小山市立体育館整備及び運営事業事業契約の契約内容の一部を変更することについて、民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により、提案するもの (1) 事業名 小山市立体育館整備及び運営事業 (2) 変更内容 <table border="1" data-bbox="399 465 1457 974"> <thead> <tr> <th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 運営企業 事業者から直接運營業務を受託し、又は請け負う者である北関東総合警備保障株式会社、美津濃株式会社及び株式会社極東体育施設をいう。</td><td>4. 運営企業 事業者から直接運營業務を受託し、又は請け負う者である北関東総合警備保障株式会社及び美津濃株式会社をいう。</td></tr> <tr> <td>2 4. 構成員 落札者を構成する企業のうち、事業者に出資する者であって、事業者から本業務の一部を直接受託し、又は請け負う者をいう。</td><td>2 4. 構成員 落札者を構成する企業のうち、事業者に出資する者であって、事業者から本業務の一部を直接受託し、又は請け負う者をいう。<u>ただし、株式会社極東体育施設を除く。</u></td></tr> </tbody> </table> (3) 契約の相手方 思川 P F I パートナース株式会社 (4) 変更の理由 令和 5 年 1 0 月 3 日に、小山市立体育館の建設・運営維持管理を行う特別目的会社思川 P F I パートナース株式会社の構成企業である株式会社極東体育施設が、宇都宮地方裁判所からの破産手続き開始決定を受け、思川 P F I パートナース株式会社から脱退したことに伴い、本事業契約の一部を変更する必要が生じたため。 (5) 適用日 令和 5 年 1 0 月 3 日	変 更 前	変 更 後	4. 運営企業 事業者から直接運營業務を受託し、又は請け負う者である北関東総合警備保障株式会社、美津濃株式会社及び株式会社極東体育施設をいう。	4. 運営企業 事業者から直接運營業務を受託し、又は請け負う者である北関東総合警備保障株式会社及び美津濃株式会社をいう。	2 4. 構成員 落札者を構成する企業のうち、事業者に出資する者であって、事業者から本業務の一部を直接受託し、又は請け負う者をいう。	2 4. 構成員 落札者を構成する企業のうち、事業者に出資する者であって、事業者から本業務の一部を直接受託し、又は請け負う者をいう。 <u>ただし、株式会社極東体育施設を除く。</u>
変 更 前	変 更 後						
4. 運営企業 事業者から直接運營業務を受託し、又は請け負う者である北関東総合警備保障株式会社、美津濃株式会社及び株式会社極東体育施設をいう。	4. 運営企業 事業者から直接運營業務を受託し、又は請け負う者である北関東総合警備保障株式会社及び美津濃株式会社をいう。						
2 4. 構成員 落札者を構成する企業のうち、事業者に出資する者であって、事業者から本業務の一部を直接受託し、又は請け負う者をいう。	2 4. 構成員 落札者を構成する企業のうち、事業者に出資する者であって、事業者から本業務の一部を直接受託し、又は請け負う者をいう。 <u>ただし、株式会社極東体育施設を除く。</u>						
議案第 3 9 号	公平委員会委員の選任について 公平委員会委員の飯田 和男（いいた かずお）氏は令和 6 年 3 月 1 7 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるため、提案するもの (1)氏 名 飯田 和男（いいた かずお）（4 期目） (2)住 所 小山市大字大本 3 9 3 番地 (3)生年月日 昭和 2 9 年 1 0 月 3 1 日 (4)任 期 令和 6 年 3 月 1 8 日から令和 1 0 年 3 月 1 7 日（4 年）						
議案第 4 0 号	人権擁護委員候補者の推薦について 人権擁護委員の細谷 由美子（ほそや ゆみこ）氏は令和 6 年 6 月 3 0 日をもって任期満了となるため、同氏を再推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるため、提案するもの (1)氏 名 細谷 由美子（ほそや ゆみこ）（5 期目）						

	(2)住 所 小山市大字神鳥谷 8 7 4 番地 1 0 (3)生年月日 昭和 2 6 年 9 月 2 2 日 (4)任 期 令和 6 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日 (3 年)
--	--

記者会見資料

総務部 職員課

(担当 田中 22-9361)

1 件 名

令和6年度からの小山市職員採用試験について

2 趣 旨

小山市の職員採用通常試験の第一次試験については、令和5年度まで小山市、下野市、野木町、石橋地区消防組合で構成する「小山ブロック市町等職員採用試験事務共同実施協議会」により合同で実施してきましたが、昨今の地方公務員採用が困難となっている現状を踏まえ、令和6年度からは合同での試験を行わず、構成団体ごとの特徴を生かした柔軟な職員採用試験を実施していくことになりました。

小山市では、民間企業の採用試験等の内容も考慮し、志望者が受験しやすい方法に変更することにより、多くの方に受験していただき、職員採用に繋げてまいります。

3 採用試験の変更内容

(1) テストセンター方式の採用

テストセンター方式は、小山市が定める期間（2～3週間程度）の中で受験者が希望日時を選択し、全国各地にあるテストセンター（全国約350カ所あり、試験監督員が立ち合い）の会場からパソコンで受験するものです。

(2) 試験の内容

民間企業の採用で使用されている、基礎的な知的能力や学力、事務能力等を図る試験を行い、これまでのように公務員試験の対策をしなくとも受験可能な内容とします。これにより、民間企業を志望する方でも併願しやすくなります。

(3) 試験にかかる手続きのオンライン化

応募から採用までの手続きの全てをオンライン化します。

※令和6年度採用試験につきましては、詳細が決まり次第、小山市ホームページ等にて公表します。

※別紙資料あり

令和 6 年度 小山市職員採用試験より テストセンター方式を導入します。

小山市職員採用試験がより受けやすくなります！

令和 6 年度より一部の第一次試験において下記のとおりとなります。

- ☑ 試験日を指定された期間に日時を選択し受験が可能です！
- ☑ 全国の会場(約350カ所)から選択し受験が可能です！
- ☑ 基礎能力検査・適性検査(SCOA)のため公務員試験に特化した対策は不要です！

テストセンターの受験の流れ

①受付期間に受験申込み(市 HP)



②案内メールを受け取りマイページから自分で会場と
日時を指定し予約(全国約350カ所に設置)



③予約した日時に会場で第一次試験を受験

試験内容について

各試験内容および第二次試験以降については、詳細が決まり次第、HPにて公表いたします。

[小山市ホームページ\(職員採用\)](#)はこちらから →



【問い合わせ先】 小山市 職員課 職員係 TEL 0285-22-9362

記者会見資料

市民生活部 市民生活安心課
(担当 石川 22-9280)

1 件 名

自転車乗車用ヘルメット購入費助成について

2 趣 旨

自転車乗車中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率は、警察庁ホームページによると、着用していた方に比べて平成30年から令和4年までの5年間の合計で約2.1倍高くなっています。

市では、自転車乗車用ヘルメットを購入した市民を対象に購入費用の一部を助成することで、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進し、自転車利用時の交通事故による頭部への被害軽減および交通安全意識の向上を図ります。

3 内 容

(1) 助成の対象

- ① 助成金の交付申請をする日において市内に住所を有する者
- ② 令和5年4月1日以降に自転車乗車用ヘルメットを購入した者

(2) 対象となるヘルメット

令和5年4月1日以降に購入した新品の自転車乗車用ヘルメットで、SGマーク、JCFマーク、CE (EN1078)マーク、GSマーク、CPSCマーク、その他類する安全基準を満たす認証があるもの。

(3) 助成金の額

ヘルメット1個につき3,000円

※購入金額が3,000円未満の場合、購入金額を助成する。助成金の交付はヘルメットを使用する方1人につき、ヘルメット1個かつ1回限りとする。

(4) 助成期間（受付期間）※助成金は予算の範囲内で交付します。

令和6年1月4日～令和8年3月31日

(5) 申請時の添付書類

- ① ヘルメットの領収書等の写し
- ② 申請者の本人確認書類の写し
- ③ 安全基準の認証が確認できるものの写し

(6) 申請方法

市民生活安心課窓口（郵送可）及びオンライン

4 問合せ先

市民生活安心課 交通対策係

電話 0285-22-9283

※別紙資料あり

自転車乗車用ヘルメット購入費の一部を助成します

小山市では、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進することで、自転車利用時の交通事故による頭部への被害軽減および交通安全意識の向上を図ることを目的に、自転車乗車用ヘルメットを購入した市民を対象に購入費の一部を助成します。

1. 助成の対象となる方

次に掲げる①～③のすべてに該当する方

- ①小山市に住民登録がある方
- ②助成の対象となる自転車乗車用ヘルメットを購入して使用する方
- ③これまでこの助成金の対象になっていない方

2. 助成の対象となるヘルメット

令和5年4月1日以降に購入した新品の自転車乗車用ヘルメットで、次のいずれかの安全基準の認証があるものになります。

<認証マーク>

- ・SGマーク、JCFマーク、GSマーク、CPSCマーク、CE(EN1078)マーク
※CEマークの自転車乗車用ヘルメットには「EN1078」の表記がありますのでご確認ください。
- ・その他上記に類する認証を受けたマークがあるもの

3. 助成金の額

ヘルメット1個につき3,000円、または、当該ヘルメットの購入金額が3,000円未満のときは、その購入金額になります。

助成金の交付については、使用者1人につき1回、ヘルメット1個限りです。

※購入時における割引、ポイント使用分等は補助対象経費に含みません。

4. 申請方法

申請は、市民生活安心課窓口（郵送可）、またはインターネットになります。

郵送は、〒323-8686 小山市中央町1丁目1番1号 小山市役所 市民生活安心課 交通対策係宛てに送付してください。なお、郵送前に不備がないか今一度ご確認ください。

インターネット申請は以下の二次元バーコードから入力フォームにアクセスできます。

※ヘルメット使用者が未成年(18歳未満)の場合は、その保護者が申請することができます。



インターネット申請はこちらから
インターネット申請なら提出書類のコピー不要！データ添付でOK！

5. 助成金交付申請に必要なもの

- ①小山市自転車乗車用ヘルメット購入費助成金交付申請書兼請求書
※市民生活安心課窓口かホームページから入手できます。
- ②領収書等の写し（購入者氏名、購入店舗名、購入品名等が記載されたもの）
- ③安全基準の認証が確認できる書類の写し（保証書や取扱説明書、ヘルメットの写真等）
- ④申請者本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号は消すこと）、パスポート等）
- ⑤振込口座情報

6. 申請の流れ

<窓口、郵送>

- (1)自転車乗車用ヘルメットの購入
※新品、認証マークなど、助成の対象となるヘルメットか確認してください。
- (2)申請に必要な書類を用意
※助成金交付申請書兼請求書（必要事項を記入）、領収書の写し、安全基準が確認できる書類の写し、申請者本人確認書類の写し
- (3)用意した書類を提出
※市民生活安心課窓口、郵送
- (4)書類審査後、交付決定された助成金が指定口座に振り込まれます。

<インターネット>

- (1)自転車乗車用ヘルメットの購入
- (2)申請に必要な書類を用意
※領収書、安全基準が確認できる書類、申請者本人確認書類
- (3)書類を用意し、申請フォームにアクセスし、必要事項を入力
※(2)の必要書類は携帯電話等で撮影またはスキャンして添付
※振込先口座の入力があるので通帳等準備
- (4)書類審査後、交付決定された助成金が指定口座に振り込まれます。

7. その他

本助成制度は、令和6年1月4日から令和8年3月31日まで実施予定です。
年度毎に予算額に達した場合、申請期間の途中で本事業を終了する場合があります。

【問合せ先・申請先】

小山市役所 市民生活部 市民生活安心課 交通対策係（本庁2階）
電話番号0285-22-9283

詳しくは小山市ホーム
ページまで



記者会見資料

市民生活部 環境課
(担当 生井 22-9281)

1 件 名

粗大ごみの処理に伴うオンライン決済の開始について

2 趣 旨

家庭の粗大ごみ（1辺の長さが50cm以上）を処分する場合には、自分で処理施設に搬入する「持ち込み（無料）」または、委託業者が依頼者宅に直接訪問収集する「戸別収集（有料）」の2通りで行っております。

このうち「戸別収集（有料）」につきまして、これまでは電話または令和5年5月に開始したオンライン申請により予約を行い、窓口で料金を納入する必要がありましたが、窓口での料金支払いの負担を軽減し、より一層の市民サービスの向上を図ることを目的に、オンライン申請の場合に限り、オンライン決済を開始するものです。

3 内 容

(1) 申請から収集までの流れ

- ① 「粗大ごみ有料収集予約（電子決済）フォーム」にて申請
- ② 電子決済で料金の支払い（貼付シール郵送費含む）
- ③ 粗大ごみシールをごみの見やすい位置に貼る
- ④ 収集日の午前8時までに屋外の収集しやすい場所に搬出
- ⑤ 委託業者が収集

(2) 申請受付 令和6年1月24日（水）から

(3) 収集日 令和6年2月5日（月）から毎週月曜日

(4) 収集料金 粗大ごみ1点につき1,000円 + 貼付シール郵送費

(5) 決済方法 ・クレジットカード決済

VISA/Master/JCB/American Express/Diners Club

・二次元コード決済

PayPay

(6) 注意点 収集日の4開庁日前（原則前週火曜日）で受付終了

（例）2月5日（月）収集希望の場合、1月30日（火）23時59分までにオンライン申請・決済をご利用ください。

4 その他

- (1) 引き続き、窓口対応による粗大ごみの受付もいたします。
- (2) 粗大ごみとして受付できない物は後日予約を取り消しし、返金します。
- (3) 窓口手続きを行わず、粗大ごみを収集する「オンライン申請・決済」の取り組みは県内初となります。

記者会見資料

産業観光部 工業振興課
(担当 寺内 22-9395)

1 件 名

小山市中小企業等省エネルギー設備導入支援補助金について

2 趣 旨

物価高騰の影響を受けた市内事業者を支援するため、令和6年中に省エネルギー性能に優れた設備を導入した事業者に対し、購入設置に要した費用の一部を補助するものです。

3 内 容

(1) 対象製品

補助対象品	区分	省エネ性能
LED 照明	—	【省エネ性能】★2.0 以上 【エネルギー消費効率】50.0lm/w 以上
エアコン	家庭用	【省エネ性能】★2.0 以上
	業務用	【省エネ基準達成率】100%以上
冷蔵・冷凍庫	業務用	【省エネ基準達成率】100%以上

※令和6年1月1日（日）から12月31日（火）の期間に対象製品を購入し、設置したものに限る。

(2) 対象者

市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営み、引き続き市内において事業を継続する意思を有する中小企業者等（市税の滞納がないこと）

(3) 補助金額

補助対象費用の2分の1（上限30万円）

(4) 申請方法・申請期限

令和7年1月31日（金）までに、必要書類を工業振興課窓口を持参するか郵送する。当日消印有効。

4 問合せ先

工業振興課 企業誘致・工業団地開発推進係
電話 0285-22-9396

※別紙資料あり

小山市中小企業等省エネルギー設備導入支援補助金

物価高騰の影響を受けた市内事業者を支援するため、省エネ性能に優れた設備を導入するために係る費用の一部を補助します

交付対象者	中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者 （社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等を含む）で、 次のすべてを満たすもの ※農業を主たる業種として営む者は除く □市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営み、引き続き市内 で事業を継続する意思を有すること □市税の滞納がないこと		
補助金の額	令和6年1月1日（日）～12月31日（火）の期間に省エネ性能を 有する設備を導入した際に係る費用の1／2（上限30万円）		
	補助対象品	区分	省エネ性能
	LED 照明	—	【省エネ性能】★2.0 以上 【エネルギー消費効率】50.0lm/w 以上
	エアコン	家庭用	【省エネ性能】★2.0 以上
		業務用	【省エネ基準達成率】100%以上
冷蔵・冷凍庫	業務用	【省エネ基準達成率】100%以上	
必要書類	①交付申請書兼請求書 ②誓約書兼同意書 ③経費明細書等（納品書・領収書・省エネ性能が確認できる書類） ④設置写真 ⑤法人登記簿謄本等の事業者の情報がわかる書類の写し ⑥市税の納税証明書 ⑦補助金の振込先が確認できる書類（通帳など）の写し		
申請方法	小山市工業振興課窓口にご持参ください（郵送可）		
申請期限	令和7年1月31日（金）当日消印有効		
【提出・郵送・問合せ先】 〒323-8686 小山市中央町1-1-1 小山市役所 5階 工業振興課 企業誘致・工業団地開発推進室 電話 0285-22-9396 fax 0285-22-9256			

詳細は小山市ホームページをご確認ください

ホームページから申請書類のダウンロードができます

記者会見資料

教育委員会 学校教育課
(担当 池田 22-9653)

1 件 名

学校給食費保護者支援事業について

2 趣 旨

物価高騰による小・中・義務教育学校の保護者の負担軽減を図るため、すでに学校給食費の一部を令和5年10月～令和6年3月まで減額しておりますが、この度、エネルギーや食料品等、物価が高騰し続けていることから、さらに学校給食費の一部を減額するものです。

3 内 容

- (1) 対 象 令和6年1月9日時点で市内小・中・義務教育学校に在籍している児童・生徒（但し要保護・準要保護家庭は除く）
対象人数 11,769人
（内訳 小学生：7,775人 中学生：3,994人）
※義務教育学校1～6年生は小学生、7～9年生は中学生に含める
- (2) 減額分 令和6年1月分の学校給食費の全額を減額するもの
小学生 1人 3,700円
中学生 1人 4,000円
- (3) 減額方法 申請方式
保護者から学校に提出された交付申請書をもとに口座振込
- (4) 予 算 44,772千円（国の重点支援地方交付金を活用）

【参 考】

令和5年10月～令和6年3月の減額内容

小学生 500円／月 × 6カ月 = 3,000円
中学生 600円／月 × 6カ月 = 3,600円

現行の保護者負担月額

		(減額)		(現行)
小学生	4,200円／月	—	500円／月	= 3,700円
中学生	4,600円／月	—	600円／月	= 4,000円

記者会見資料

消防本部 消防署

(担当 野本 39-6662)

1 件 名

令和5年 火災・救急等の出動状況について

2 趣 旨

小山市消防本部管内（小山市・野木町）における令和5年1月1日～12月31日までの火災・救急・救助・その他の出動件数等の概要です。

3 内 容

(1) 火災状況

種別 年	建物	林野	車両	船舶	その他	計
令和5年	30	3	9	0	27	69
前年比	+7	+2	±0	-1	+19	+27
令和4年	23	1	9	1	8	42
令和3年	23	0	12	0	4	39

主な出火原因は、たばこ・たき火・火入れがそれぞれ6件、放火と放火の疑いが5件、こんろ・電気機器・電灯電話等の配線がそれぞれ3件となっています。

火災による死者は4人（前年比3人増）、負傷者は12人（前年比5人増）で、火災による損害額は、1億2,571万円（前年比約4,627万円増）となっております。

(2) 救急出動状況

	出動件数	搬送人員数	PA連携出動件数
令和5年	10,121	8,981	1,501
前年比	+600	+567	+241
令和4年	9,521	8,414	1,260
令和3年	7,885	7,303	689

令和5年の救急出動件数は、救急業務を開始した昭和34年以降過去最多。

PA連携出動とは、直近の救急車が出動している場合や救急隊だけでは搬送が困難な場合などに消防隊が救急現場に出動し、救命率の向上等を図るもの。

事故種別は、急病が6,751件と最も多く、全体の66.7%を占めており、傷病程度の内訳は、死亡127人、重症746人、中等症3,691人、軽症4,417人となっております。

(3) 救助出動状況

種別 年			事 故 種 別								計
	火災		交通事故	水難事故	風水害等自然災害事故	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他の事故	
	建物	建物以外									
令和5年	26	14	59	3	1	2	86	1	0	127	319
前年比	+11	+4	+9	+3	+1	+1	+25	+1	±0	+70	+125
令和4年	15	10	50	0	0	1	61	0	0	57	194
令和3年	16	13	35	3	0	2	22	0	0	36	127

(4) その他の出動状況

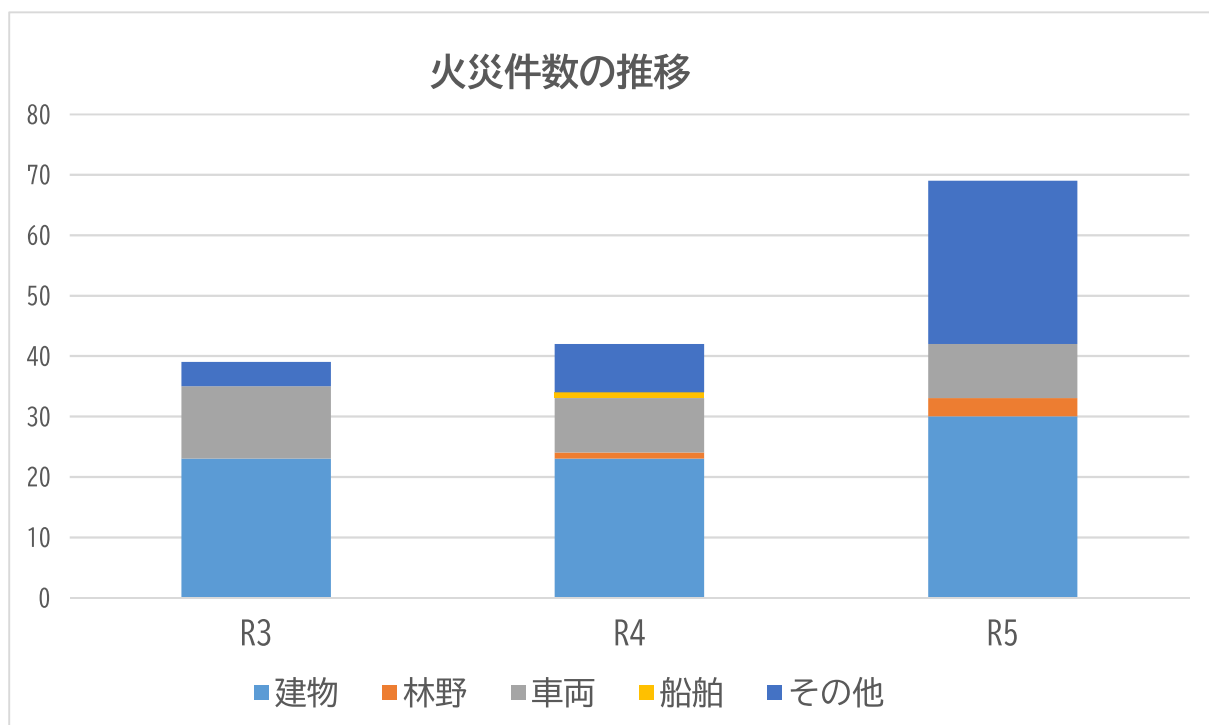
種別 年	事 故 種 別								計
	自然災害	危険排除	警 戒	緊急確認	その他				
					火災非該当	ヘリ警戒	いたずら 誤報・	その他	
令和5年	3	47	2	24	31	11	96	14	228
前年比	±0	+12	-1	-40	-1	-1	+68	-3	+34
令和4年	3	35	3	64	32	12	28	17	194
令和3年	2	47	5	47	32	4	17	21	175

※別紙資料あり

令和5年火災・救急・救助・その他の件数資料

1. 火災状況（件数）

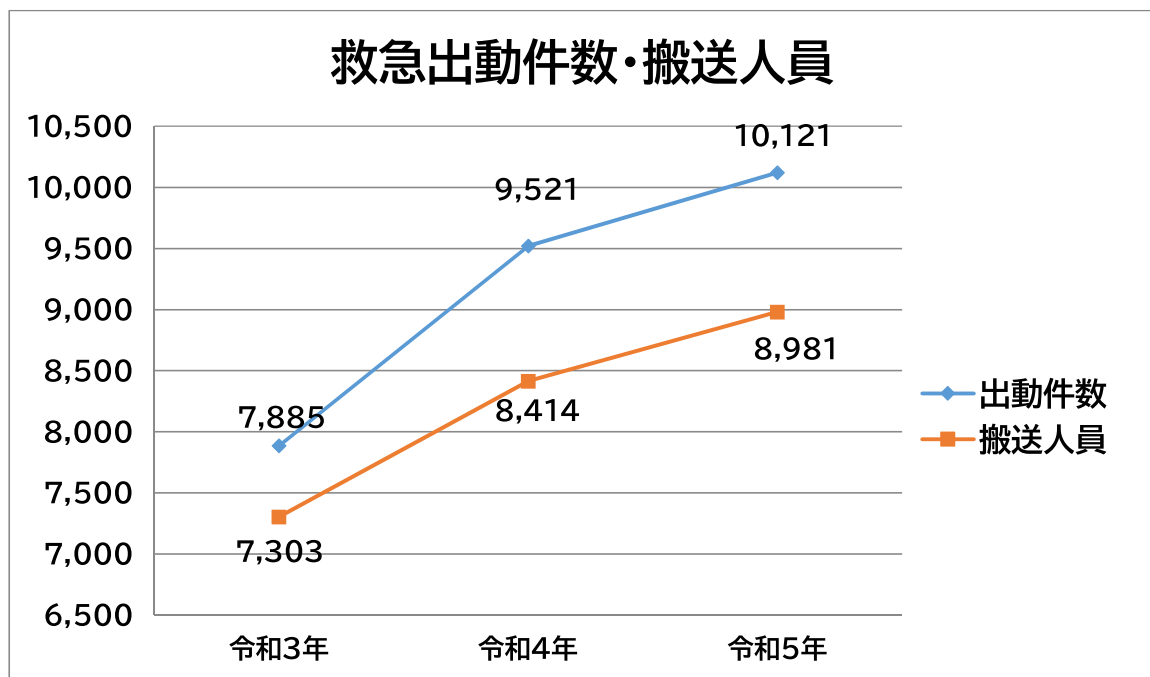
種別 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	令和 5年 件数	前 年 比	令和 4年 件数	令和 3年 件数
建 物	5	5	1	2	2	1	2	4	2	2	2	2	30	+7	23	23
林 野	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3	+2	1	0
車 両	0	2	1	1	0	0	3	0	0	1	1	0	9	±0	9	12
船 舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1	1	0
その他	6	2	4	1	3	0	4	3	1	0	0	3	27	+19	8	4
計	11	9	7	4	5	1	9	8	3	3	3	6	69	+27	42	39



2. 救急出動状況（件数）

種別 年別	事故種別											出動 件 数	搬 送 人 員	P A 連 携 出 動
	火 災	自然 災害	水 難	交 通	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加 害	自 損 行 為	急 病	その他			
令和5年	47	0	2	734	117	54	1,267	43	121	6,751	985	10,121	8,981	1,501
前年比	+20	±0	+2	+53	+21	+10	+203	-9	-2	+188	+110	+600	+567	+241
令和4年	27	0	0	681	96	44	1,064	52	119	6,563	875	9,521	8,414	1,260
令和3年	33	0	5	677	81	39	1,024	47	101	5,053	825	7,885	7,303	689

※P A連携出動とは、直近の救急車が出動している場合や救急隊だけでは搬送が困難な場合などに消防隊が救急現場に出動し、救命率の向上等を図るものです。



年齢区分別搬送人員対前年比

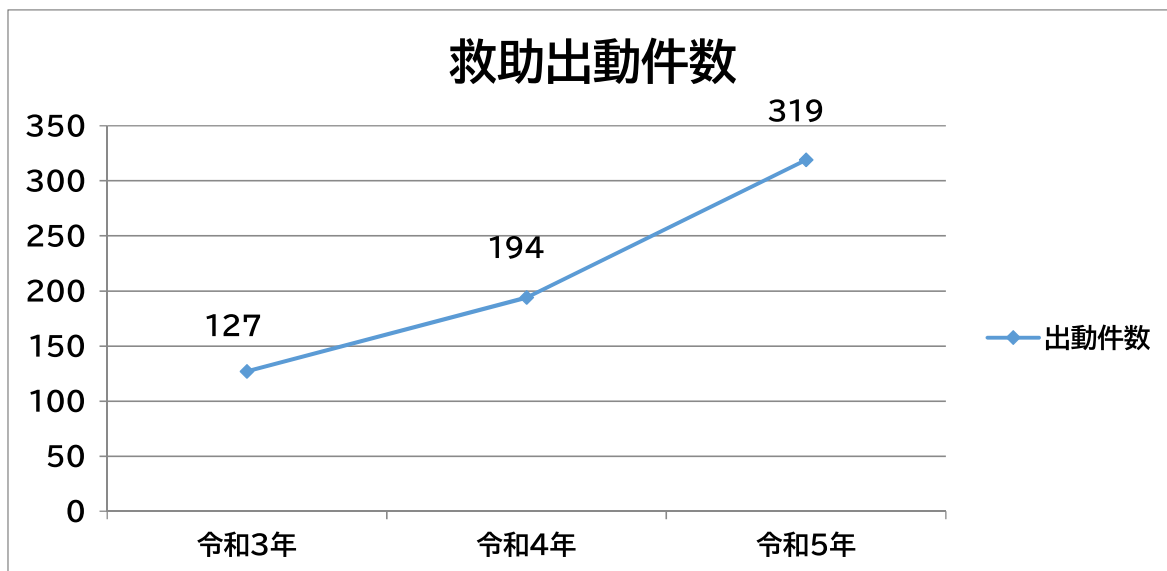
年齢区分 搬送人員		新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合 計
令和5年		18	556	371	2,984	5,052	8,981
対前年比	増減数（件）	10	154	74	129	200	567
	増減率（％）	125	38.3	24.9	4.5	4.1	6.7
令和4年		8	402	297	2,855	4,852	8,414

月別救急出動件数及び搬送人員並びに事故種別ごと出動件数及び搬送人員の推移

事故種別 月別	出動件数合計	事 故 種 別											搬送人員合計	※P A 連携件数
		火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他		
1 月	972	8	0	0	60	10	2	102	5	5	678	102	824	176
2 月	763	8	0	0	67	9	3	104	3	10	478	81	667	135
3 月	753	1	0	0	56	10	3	99	2	10	494	78	665	112
4 月	729	5	0	0	60	10	5	101	4	9	476	59	659	93
5 月	751	3	0	0	60	5	7	101	1	10	496	68	682	110
6 月	741	0	0	0	50	7	7	102	3	13	492	67	667	90
7 月	997	6	0	0	58	16	6	102	6	13	708	82	887	144
8 月	1,016	3	0	2	62	17	8	102	4	14	722	82	898	138
9 月	875	3	0	0	60	5	5	92	6	13	599	92	763	119
10 月	814	3	0	0	62	13	2	125	4	13	497	95	715	105
11 月	786	3	0	0	62	7	4	99	5	3	522	81	716	126
12 月	924	4	0	0	77	8	2	138	0	8	589	98	838	153
合計	10,121	47	0	2	734	117	54	1,267	43	121	6,751	985	8,981	1,501

3. 救助出動状況（件数）

種別 年別	事 故 種 別										合計件数
	火災		交通事故	水難事故	風水害等自然災害事故	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他の事故	
	建物	建物以外									
令和５年	26	14	59	3	1	2	86	1	0	127	319
前年比	+11	+4	+9	+3	+1	+1	+25	+1	±0	+70	+125
令和４年	15	10	50	0	0	1	61	0	0	57	194
令和３年	16	13	35	3	0	2	22	0	0	36	127



4. その他の出動状況（件数）

種別 年別	事 故 種 別								合計件数
	自然災害	危険排除	警 戒	緊急確認	その他				
					火災非該当	ヘリ警戒	いたずら・ 誤報	その他	
令和5年	3	47	2	24	31	11	96	14	228
前年比	±0	+12	-1	-40	-1	-1	+68	-3	+34
令和4年	3	35	3	64	32	12	28	17	194
令和3年	2	47	5	47	32	4	17	21	175

